

## 議第102号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 9月15日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第4項各号列記以外の部分及び第1号中「第10条の2第3号」を「第10条の2の2第3号」に改める。

別表第1 吉祥院宮ノ東町C地区の項の次に次の4項を加える。

久世高田・向日寺戸 A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）久世高田・向日寺戸地区地区計画（以下「久世高田・向日寺戸地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
久世高田・向日寺戸 B地区	久世高田・向日寺戸地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
久世高田・向日寺戸 C地区	久世高田・向日寺戸地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてC地区として区分された区域
久世高田・向日寺戸 E地区	久世高田・向日寺戸地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてE地区として区分された区域

別表第2 吉祥院宮ノ東町C地区の項の次に次の4項を加える。

久世高田・向日寺戸A地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風営法第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供するもの (2) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げる建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2メートル
	建築物の高さの最高限度	90メートル
久世高田・向日寺戸B地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風営法第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供するもの (2) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げる建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2メートル。ただし、都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区施設である連絡橋及び歩行者用立体通路については、この限りでない。
	建築物の高さの最高限度	45メートル
久世高田・向日寺戸C地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風営法第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供するもの (2) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げる建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル(建築物の容積率が10分の15以下の場合にあっては、500平方メートル)
	壁面の位置の制限	道路の境界線までの距離の最低限度 2

		メートル。ただし、都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区施設である連絡橋及び歩行者用立体通路については、この限りでない。
	建築物の高さの最高限度	90メートル
久世高田・向日寺戸E地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

久世高田・向日寺戸地区に係る地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める等の必要があるので提案する。